

筑前町平成19年度決算における「健全化判断比率」・「資金不足比率」について

平成 20 年 9 月 19 日 筑前町財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月から一部施行され、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に関する指標である「健全化判断比率」(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)と公営企業ごとの「資金不足比率」を議会に報告し、公表することとされました(※1)。

この健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準(※2)以上である場合には、「財政健全化計画」を策定し、財政再生基準(※3)以上である場合には、「財政再生計画」を策定して健全化に努めることになります。

同様に、資金不足比率については、経営健全化基準以上である場合には「経営健全化計画」を策定して健全化に努めることになります。

※1健全化判断比率の公表等

毎年度4つの健全化判断比率を監査委員の審査を受け、議会に報告し、公表しなければならない。

※2※3財政の早期健全化、再生

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は赤字を解消すること、ほかの3つの比率は基準値未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告する必要があります。また、将来負担比率以外のいずれかが財政再生基準以上の場合も同様の手続きが必要となり、「財政再生計画」の策定が義務付けられます。当然のことながら、早期健全化計画よりも厳しい内容となります。

(1) 筑前町の比率の対象

筑前町		一部事務組合等	広域連合	その他
一般会計	特別会計	甘木朝倉広域圏(消防等)		
普通会計 (一般会計・住宅新築資金等貸付事業)	公営事業会計 (国民健康保険・老人保健)	サン・ポート(ごみ)	介護保険広域連合	土地開発公社
	公営企業会計 (水道・簡易水道・公共下水・農業集落排水)	筑慈苑(火葬) 両筑苑(し尿) 県南水道企業団(上水道) など11団体に加入	後期高齢者医療 広域連合	
実質赤字比率				
連結実質赤字比率				
実質公債費比率				
将来負担比率				
資金不足比率				

※平成 20 年度決算から、公営事業会計に「後期高齢者医療特別会計」、公営企業会計に「工業用地造成事業特別会計」が加わります。

(2) 平成19年度算定結果

(単位:%)

		平成19年度算定値	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	14.06	20.00
	連結実質赤字比率	—	19.06	40.00
	実質公債費比率	12.2	25.0	35.0
	将来負担比率	128.5	350.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされます(「—」と表示)。

なお、実質収支は2.6億円(3.75%)の黒字、連結実質収支は4.5億円(6.39%)の黒字です。

		平成19年度算定値	経営健全化基準	資金剰余額
資金不足比率	公営企業特別会計名			
	水道事業会計	—	20.0	20,632千円
	簡易水道事業	—		315千円
	公共下水道事業	—		1,381千円
農業集落排水事業	—	143千円		

※資金不足比率は、資金不足額が発生しない限り比率がないものとされます(「—」と表示)。

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う筑前町一般会計等の赤字額(歳入総額－歳出総額)を標準財政規模(※1)と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

地方公共団体の会計年度(4月～3月)における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出を下回る赤字は望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年度でも赤字分の歳入確保または歳出削減ができなければ、さらに繰り越され、累積していくことになってしまいます。

→平成19年度は赤字でないため、本比率は該当なしとなりました。

※1 自治体の一般財源の規模を表すもの町税などの標準税収入と普通交付税、それに臨時財政対策債を加えたものとなる。平成19年度の筑前町の標準財政規模は6,976,946千円。

○連結実質赤字比率

筑前町が持つ全ての会計の赤字と黒字を合算(連結)して、資金不足の程度を把握し、標準財政規模と比較して指標化し、筑前町全体の運営の深刻度を示します。

筑前町の会計は、一般会計の他に、料金収入等を主な財源として事業を実施する下水道などの公営企業等複数の会計があります。一般会計が黒字でも、別の会計に赤字が多くあれば、全体として見たときの財政状況がよいとは言えません。例えば、料金収入を財源として独立採算で行う事業(水道や下水道)で赤字が出た場合、その経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、不可能な場合は、一般会計がその赤字に対処しなければなりません。

→平成19年度は全会計が黒字で、本比率は該当なしとなりました。

○実質公債費比率

筑前町の借入金の返済額とそれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

一般会計の公債費(借金の返済に充てた費用)は、当然、一般会計の負担になりますが、公営企業などの特別会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費(繰出金)や、近隣市町村との組合(一部事務組合)により整備したごみ処理施設(サン・ポート)や、し尿処理施設(両筑苑)が支払う公債費に対する負担金など、一般会計では公債費に当たらないけれども、公債費と同じような歳出も加算した実質的な公債費を標準的な年間収入と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

この比率が高まると、多重債務団体とみなされ、新たな地方債の発行が認められなかったり、返済に充てるための経費増加で、ほかのことに使う財源が不足することになり、赤字に転落する可能性が出てきたりします。

また、この比率は、平成18年度過去3カ年の単年度比率の平均となっています。

→平成19年度は12.2%(H17年度10.13002%・H18年度13.09384%・H19年度13.60314%)となり、前年度よりも0.4%低くなりました。早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っており、また、地方債の発行について総務大臣の許可が必要となる基準(18.0%)よりも下回っています。

○将来負担比率

筑前町の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性が高い負担等の現時点での残高の程度と、それに充てる見込みの財源の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

筑前町の一般会計が支払っていく負債には、地方債残高のほか、公営企業会計への繰出金、一部事務組合が支払う地方債残高の筑前町負担分、職員の退職金などがあります。

それに対して、その負債に充てることが可能と見込める財源として、基金や公債費に対する交付税、負担金などがあり、それらを差し引いた残りの負債が一般会計の標準的な年間収入の何年分かに当たるかを示したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担を実際に支払っていかなければならないため、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題があります。

→平成19年度は128.5%となり、早期健全化基準(350.0%)を下回っています。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

筑前町が持つ公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなると、公営企業として経営に問題があるとみなされます。

→平成19年度は全会計とも資金不足はありませんでしたので、本比率は該当なしとなりました。